平成２６年三重県議会定例会

総務地域連携常任委員会　提出資料

◎議案事項

議案第１３７号　仲裁の申請について　・・・・・・・・・・・・　1

◎所管事項

1　「平成 26 年版成果レポート（案）」について（総務部関係）　・・・・・・・・　3

2　三重県行財政改革取組について

（1）平成 26 年度「三重県行財政改革取組」具体的取組　年次計画について　・・・・　11

（2）平成 26 年度事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）について　・・・・・・・・　13

3　次世代育成のための取組について　・・・・・・・・　15

4　平成 25 年度県税収入状況について　・・・・・・・・　17

5　自動車税の納期内納付について　・・・・・・・・　19

6　地方法人課税の見直しについて　・・・・・・・・　21

7　公共施設等総合管理計画（方針）の策定について　・・・・・・・・　29

8　審議会等の審議状況について

（1）三重県公益認定等審議会　・・・・・・・・　31

（別冊１）議案第１３７号　仲裁の申請について（別冊資料）

（別冊２）平成 26 年度「三重県行財政改革取組」具体的取組　年次計画

平成２６年６月２０日

総　　務　　部

◎議案事項

議案第１３７号

仲裁の申請について

1　経緯

（1）調停の経緯

伊勢庁舎建築工事については、平成23年11月17日に工事請負代金の残額金の支払いを完了し、同日、工事請負者から工事目的物の引渡しを受けるとともに、平成23年12月26日から供用を開始しました。しかし、県に対して工事請負者の株式会社ナカノフドー建設（以下、「ナカノフドー建設」という。）外２名から、隣接地変状のために工事を一時中止した期間の経費や隣接地への応急措置工事費等（約1億2,400万円・税込み）の支払いを求めて建設業法に基づく紛争処理に係る調停申請書が平成23年11月25日付けで三重県建設工事紛争審査会に提出されました。

県は、同申請に対して平成23年12月26日付けで三重県建設工事紛争審査会に答弁書を提出するとともに、ナカノフドー建設外２名に対して、変状した法面の改修工事費や同工事を施工するために拠出した家屋の移転補償費等（約3億6,000万円・税込み）の支払いを求める調停の申請を平成24年第１回定例会の議決を経て平成24年3月23日付けで提出しました。

その後、紛争審査会において双方の調停申請が併合され、審理が行われました。

（2）調停案の内容

平成26年3月13日に開催された第９回審理において、調停案が示されました。

その内容の要旨は、損害額の認定は、ナカノフドー建設外２名については全額、県については５割のみとし、ナカノフドー建設外２名と県の負担割合を３対７として、結果的に県がナカノフドー建設外２名に約3,290万円支払うという、県にとって不利な内容となりました。

【調停案の要旨（損害額の認定、負担割合）】

	負担割合	損害額の認定（A）	負担割合を考慮した損害額
ナカノフドー建設外２名	3	1億2,427万8,000円の全額	8,699万4,600円（A×7/10）
県	7	3億6,060万5,804円の５割	5,409万　870円（A×3/10）
差額			3,290万3,730円

（3）調停案の検討結果

県としては、主に、ナカノフドー建設外２名が任意仮設（請負者が自らの責任で自由に行うもの）で行ったウェルポイント工法が隣接地変状の原因であること、また、被害家屋については移転補償が必要であったことを主張してきましたが、３月13日に示された調停案においては、県の主張が十分に認められませんでした。

なお、調停案が示された後、複数の学識経験者に相談を行ったところ、隣接地変状の原因等については、県の主張を支持する意見をいただいているところです。これらを踏まえて弁護士等と協議を行った結果、改めて審査を求めるべく、仲裁の手続に移行することが望ましいとの結論に達しました。

2　仲裁の申請について

5月22日に開催された第10回審査会において、和解不成立、調停打切りが決定されました。県としては、紛争の早期解決を図るため、契約約款第55条に基づき、仲裁申請を行いたいと考えています。

なお、管轄審査会は調停と同じく、三重県建設工事紛争審査会です。

3　仲裁申請の内容

三重県がナカノフドー建設外２名に対して、損害賠償として、家屋移転補償等の費用3億6,060万5,804円及びこれに対する遅延損害金（年６分）の支払を求めるものです。（調停申請額と同様の内容となっています。）

（仲裁申請額の根拠）

Ⅰ隣接地変状による追加事業に対する仲裁申請額	
追加項目	仲裁申請額
家屋その他移転補償費等	２億５，４４９万　７０４円
家屋解体費・法面改修工事等	６，６４９万７，５５０円
地質調査業務費等	９００万１，６５０円
小計（Ⅰ）	3億２，９９８万９，９０４円
Ⅱ隣接地変状に伴う工期延長による電気設備ＪＶと機械設備ＪＶの現場管理費に対する仲裁申請額	
工事種別	仲裁申請額
電気設備工事	１，３５２万８，２００円
機械設備工事	１，７０８万７，７００円
小計（Ⅱ）	３，０６１万５，９００円
合計（Ⅰ+Ⅱ）	3億６，０６０万５，８０４円

4　仲裁の効力等

今後は、県が仲裁申請を行った後、相手方からの答弁書提出、仲裁委員選定を経て、両当事者が出席して仲裁審理が行われ、審査会により最終的に仲裁判断が行われます。（なお、ナカノフドー建設外２名からも仲裁申請が行われることが想定されます。）

仲裁判断は、確定判決と同一の効力を有し、両当事者とも従わなければならず、裁判所への出訴は不可となっています。

◎所管事項

1　「平成 26 年版成果レポート（案）」について（総務部関係）

行政運営２　行財政改革の推進による県行政の自立運営

【主担当部局：総務部】

めざす姿

地域が、自らの地域を自らの責任で創っていく自主・自立の地域経営が実現しています。また、現場を重視し、自ら課題を発見するとともに、自らの創意工夫により仕事のやり方を転換していく意欲の高い人材が育ち、自ら変革する組織風土が確立され、日本一、幸福が実感できる三重、働きやすい県庁となっています。

平成 27 年度末での到達目標

県政運営の仕組みについては、時代の変化にさらに対応し、県民の皆さんに成果をより届けることができるよう見直すことで、効果的・効率的な県政運営が行われています。また、人材育成については、「人づくりの改革」に取り組むことで、現場を重視し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進める、高い意欲と能力を持つとともに、危機の兆候を的確に察知し効果的な対応をとることができる職員が育っています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B （ある程度進んだ）	判断理由	県民指標と活動指標の１項目は目標値を達成しましたが、活動指標の１項目は目標値を達成できなかったことから「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	25 年度 目標値 実績値	25 年度 目標達成状況	26 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値
行財政改革取組の達成割合		42%	71%	1.00	86%	100%
	—	42%	76%			

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方	
目標項目の説明	「三重県行財政改革取組」における全ての具体的取組のうち達成した取組の割合
26 年度目標値の考え方	ロードマップ（工程表）に基づき、平成 27 年度に全ての具体的取組が達成できるよう目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	25 年度 目標値 実績値	25 年度 目標達成状況	26 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値
40201 自立的な県行政の運営（総務部）	事務改善取組の実践（「率先実行大賞」への応募）		55.0%	60.0%	1.00	65.0%	70.0%
		41.4%	57.0%	62.4%			

基本事業	目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	25年度 目標値 実績値	25年度 目標達成 状況	26年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値
40202 人材育成の推進（総務部）	人材育成に関する達成度		78.9%	79.3%	0.99	79.7%	80.0%
		77.7%	77.9%	78.3%			

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	802	736	953	1,259	
概算人件費		947	938		
（配置人員）		（105人）	（102人）		

平成25年度の取組概要

①「三重県行財政改革推進本部」を中心として、適切に「三重県行財政改革取組」の進行管理を行うとともに、半期ごとにその状況をとりまとめ公表

②「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）*」の本格的な運用を開始するとともに、運用状況について各部局と検証を行い、記載事項の簡略化や運用マニュアルの整備を実施

③改善（Ａｃｔ）機能の強化を図り、施策の目標達成に資するため、外部有識者から意見を聴き取る「事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）」を開催（7/12・7/19事業説明、8/9意見聴取）

④「みえ県民力ビジョン」の推進や社会情勢の変化などに的確に対応するために必要な組織体制を整備

⑤「三重県外郭団体等改革方針」に基づき団体及び出資者と十分な調整を図りながら見直しを実施するとともに、その進捗管理を実施。また、団体経営評価について、新たな評価様式等を策定し平成25年度実施の団体経営評価より適用

⑥「防災・減災等事業に関する事務の執行について」をテーマに外部監査を実施

⑦各階層別研修、次長級の職員を対象とした「危機管理リーダー研修」及び各職場での「危機管理意識向上研修」を実施するとともに、全庁的に実践的な危機管理マニュアル訓練を実施（階層別研修等の職員研修　計13回実施）

⑧「三重県職員人づくり基本方針」に基づき、「仕事を通じた人材育成（ＯＪＴ*）」を人材育成の最も重要な柱に位置づけ、人事、組織、職場環境、研修等の様々な分野において、関係部局等がそれぞれの役割を分担かつ連携しあうことで、組織全体で人材育成を実施

⑨職員のコンプライアンスの指針となる「コンプライアンスハンドブック」を策定するなど、コンプライアンスを常に意識した業務推進を県庁の組織文化・風土としていくことをめざす「コンプライアンスの日常化」に向けた取組を実施。また、階層別研修等において具体的な事例を用い、服務規律の確保や法令遵守の意識を徹底するとともに、職員の法令への習熟度向上に向け、リーガル・サポートの取組、巡回法務・コンプライアンス研修を実施

⑩管理職員にかかる勤務評価制度を適切に運用するとともに、「県職員育成支援のための評価制度」の定着と施行を目指し、関係機関等との協議を実施

⑪早期に定期健康診断を実施するとともに、健康相談や各種研修会の開催等により総合的な安全衛生対策を実施。また、メンタルヘルス対策については、各種のセミナー等を開催するとともに、適切なサポートを実施

平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

①「三重県行財政改革取組」においては、52取組のうち、昨年度達成済の22取組を含めた40取組を達成しました（目標：71％、実績76％）。今後も着実な推進を図る必要があります。

②「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」の本格的な運用を開始し、取り組んだ施策や事業の成果、課題などを評価（Ｃｈｅｃｋ）、改善（Ａｃｔ）し、確実に次年度の計画（Ｐｌａｎ）につなげました。引き続き、円滑な運用に向けた庁内周知等を図っていく必要があります。

③「事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）」を開催し、平成25年版成果レポートにおいて施策の進展度がＣとなった８施策を構成する事務事業について、外部有識者から事業のあり方や今後の事業の方向性についてご意見をいただき、平成26年度当初予算要求に反映しました。

④少子化対策や県民の命を守る緊急的な取組など社会情勢の変化などに的確に対応するための推進体制を整備しました。引き続き、行政ニーズに対応した組織体制としていく必要があります。

⑤「三重県外郭団体等改革方針」に基づき、団体のあり方見直しは２団体で、県関与の見直しは、委託補助金等の見直しを２団体、役員等就任の見直しを14団体、職員派遣の見直しは４名削減を実施しました。また、団体経営評価は新たな評価様式等を策定し、団体の自己評価に所管部局による審査及び評価を実施し、結果を議会へ報告し、県民に公表しました。今後も、団体のあり方見直しなどの取組が着実に推進できるよう団体等と十分な調整を図っていく必要があります。

⑥包括外部監査については、１月末に監査結果報告書が外部監査人から提出されました。今後は監査結果に基づき、関係部局において改善を進めていく必要があります。

⑦各階層別研修、危機管理リーダー研修、危機管理推進者等研修を実施し、職員の危機管理意識の徹底を図るとともに、危機への的確な対応ができる人材の育成に取り組みました。また、他の所属で発生した危機事例を全庁的に情報共有し、危機発生の未然防止を図りました。不適切な事務処理等の発生を踏まえ、引き続き、職員の「気づき」を促し、危機意識の向上を図る必要があります。

⑧「職員の自主性に任せた人材育成」から「組織が積極的に関与する人材育成」への転換を図るため、ＯＪＴリーダーの設置、新任所属長や新任班長など職場での役割に着目した研修、新規採用職員トレーナーの複数体制化等を実施しました。これらの取組などにより、組織全体でより積極的に職員に働きかける「みんなで行う人づくり」の定着を図ることが必要です。

⑨「コンプライアンスの日常化」に向け、全所属でのコンプライアンス・ミーティングの実施、職員クレドカードの作成・活用、コンプライアンス研修の拡充などに取り組み、コンプライアンスの意識を高めました。また、施策や業務等における法的妥当性について、事前に法的観点から検証を行う仕組み（リーガル・サポート）をスタートさせ、職員の法令習熟度の向上に努めました。今後は「コンプライアンスハンドブック」等を活用することにより、各所属や職員自らがコンプライアンス意識の向上に努める必要があります。

⑩管理職員にかかる勤務評価制度を適切に運用しています。また、現在試行中である「県職員育成支援のための評価制度」の定着と施行を図り、能力や実績に基づく任用と処遇に取り組む必要があります。

⑪年度の早い時期に健康診断を実施することができたため、健診結果をもとに年度を通じて、就労上の配慮の助言や必要な保健指導を実施しました。メンタルヘルス対策については、復職者の再発防止を目指して、平成25年度から新しく臨床心理士による認知行動療法を実施し、17名（延べ111名）がカウンセリングを受けました。なお、不適切な飲酒習慣はメンタル疾患とも深い関わりがあることから、早急な対応が必要となっています。

平成26年度の改善のポイントと取組方向【総務部 副部長 松田 克己 電話：059-224-2101】

○①引き続き、「三重県行財政改革推進本部」を中心として、ロードマップ（工程表）に基づき「三重県行財政改革取組」の推進に全庁挙げて取り組みます。

○②「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」は、平成25年度に整備した運用マニュアルを活用することなどによって、より効率的、効果的な運用を行います。

③引き続き、施策の進展度がCまたはDとなった施策を構成する事務事業を対象として、「事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）」を開催し、施策の目標達成に資するため、県による自己評価に加え、有識者からの意見を参考として事業の見直しを促進します。

④「みえ県民力ビジョン」の推進や社会情勢の変化などに的確に対応するために必要となる組織体制を整備します。

⑤「三重県外郭団体等改革方針」に基づき、引き続き、団体及び出資者と十分な調整を図りながら、見直しを実施するとともに、その進捗管理を行います。

⑥包括外部監査人と契約を締結し、外部監査を実施するとともに、平成25年度の包括外部監査の結果について、関係各部と連携を取りながら、指摘事項が行政運営に適切に反映されるよう取り組みます。

⑦引き続き、職員の危機意識及び危機対応力向上のためのより実践的な研修・訓練が実施されるよう、取り組んでいきます。

⑧「三重県職員人づくり基本方針」により、高い意欲と能力を持った人材の育成にかかる取組を継続します。

⑨「コンプライアンスハンドブック」等を活用した「コンプライアンスの日常化」に取り組むとともに、法曹有資格者による巡回法務・コンプライアンス研修等により、職員のコンプライアンスの意識向上に引き続き取り組みます。さらに、施策や業務の妥当性について事前に法的観点から検証を行う仕組み（リーガル・サポート）を活用し、法令習熟度の向上に取り組みます。

⑩職員の意欲・能力の向上と組織力の向上を目指し、「県職員育成支援のための評価制度」の定着と施行に取り組みます。

⑪健康診断結果において、異常が見られる職員の割合は、年齢が上がるにしたがって高くなる傾向にあることから、職員が自らの健康に関心を持ち、健康管理を行っていくことの大切さを自覚させるような取組を実施します。また、引き続き職員のメンタルヘルス対策に取り組むとともに、不適切な飲酒習慣による問題を抱える職員を治療につなげることができるよう取組を進めます。全職員がアルコール依存症についての正しい知識を持ち、予防ができるようｅラーニングを活用した自己研修の場を提供します。

行政運営３　行財政改革の推進による県財政の的確な運営

【主担当部局：総務部】

めざす姿

将来世代に負担を先送りすることなく持続可能な財政運営が行われ、県の政策が効果的に展開されています。

平成 27 年度末での到達目標

平成 19(2007) 年度以降増加が続いていた県債残高が減少に転じ、財政の健全化が進み、持続可能な財政構造が構築されるとともに、財政に関する県民の皆さんとの情報共有が進み、財政運営の透明性が高まっています。

県民の皆さんが、税の重要性を理解し、自主申告、自主納税が定着しています。

庁舎の耐震化が完了し、県民の皆さんが安全で安心して庁舎を利用することができます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	A （進んだ）	判断理由	県民指標、活動指標ともに目標値を達成していることから「進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	25 年度 目標値 実績値	25 年度 目標達成状況	26 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値
県債残高 ＊1		8,232 億円 (24 年度末)	8,224 億円 (25 年度末)	1.00	8,185 億円 (26 年度末)	8,185 億円 (26 年度末)
	8,190 億円 (23 年度末)	8,358 億円 (24 年度末)	8,215 億円 (25 年度末)			

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方	
目標項目の説明	一般会計における県債残高。ただし、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地がないものを除く。
26 年度目標値の考え方	「中期財政見通し」を踏まえ、平成 26 年度末の県債残高が平成 23 年度末よりも減少するよう目標値を設定しました。

＊1　各年度、最終補正後の数値で比較。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	25 年度 目標値 実績値	25 年度 目標達成状況	26 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値
40301　持続可能な財政運営の推進（総務部）	県債残高 ＊1		8,232 億円 (24 年度末)	8,224 億円 (25 年度末)	1.00	8,185 億円 (26 年度末)	8,185 億円 (26 年度末)
		8,190 億円 (23 年度末)	8,358 億円 (24 年度末)	8,215 億円 (25 年度末)			
40302　公平・公正な税の執行と税収の確保（総務部）	県税の徴収率		96.6% (23 年度)	96.8% (24 年度)	1.00	96.9% (25 年度)	96.9% (26 年度)
		96.5% (22 年度)	96.7% (23 年度)	97.0% (24 年度)			

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40303 最適な資産管理と職場環境づくり（総務部）	庁舎（本館棟・附属棟等）の耐震化率		95.5%	97.7%	1.00	100%	100%
		88.9%	95.5%	97.7%			

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	72,596	80,268	82,245	84,349	
概算人件費		2,813	2,804		
（配置人員）		（312人）	（305人）		

平成25年度の取組概要

①将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営を確立するため、可能な限り県債発行（臨時財政対策債等を除く）を抑制

②平成26年度当初予算の編成にあたっては、要求上限額（シーリング）に一定の加算を行う重点化施策を新たに設定するなど、新しい予算編成プロセスの円滑な運用を実施

③ネーミングライツについては、三重県営鈴鹿スポーツガーデン、三重県営サンアリーナ、三重県文化会館の3施設を中心に具体の募集条件等を検討

④税外の未収金について、各部局において「三重県債権管理適正化指針」に基づく未収金の縮減の取組を実施。また、債権管理の一層の適正化を図るため「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」を制定するなど、条例・規則等の整備を行うとともに、債権管理推進会議において全庁的な取組を推進

⑤県税収入を確保するため、公平適正な賦課徴収を行い、滞納者に対する差押を強化するとともに、特別徴収機動担当と県税事務所が連携し、機動的に滞納整理を実施

⑥個人県民税の収入確保対策として、個人住民税特別滞納整理班において、7市町から職員と約3,000件の滞納案件を受け入れ、大量かつ集中的に滞納整理を実施。また、平成26年度からの全市町による特別徴収義務者の指定の徹底に向け、具体的準備を市町と連携して推進（指定予告通知書の送付約38,000件、関係団体等の説明会開催41回など）

⑦「みえ森と緑の県民税」について納税者の皆さんにより広くご理解いただくため、市町と連携しながら、広報や説明会を開催。また、税導入のための税システム改修を実施

⑧「みえ県有財産利活用方針」に基づき、インターネットオークション等の手法も活用し、未利用財産の売却を進め（売却額：約4億7,000万円）、公用車の広告掲載（収入額約135万円）を進めるなど、計画的・効果的に財産の利活用を推進

⑨「県庁舎等施設保全マニュアル」策定に向けて日常点検の試行等を行うとともに、ＢＩＭＭＳ（保全情報システム）を活用し、不具合・修繕履歴等保全情報を蓄積

平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

①可能な限り県債発行の抑制を図った結果、平成25年度末の臨時財政対策債等を除く県債残高(8,215億円）は、中期財政見通しで示した残高（8,224億円）を下回りました。一方で、行政ニーズへの適切な対応を前提としつつ翌年度以降における財政の健全な運営に資するための財源確保にも配慮していく必要があります。

②新しい予算編成プロセスを円滑に運用し、メリハリのある予算編成に努めました。平成26年度予算編成にあたっては、従来の一律のシーリングを見直し、重点化施策に一定の加算を行うなど更なる選択と集中を図りました。

③ネーミングライツについては、募集条件やネーミングライツ・パートナーの選定基準等について、より具体的な内容を検討した結果、三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場について、平成26年度から募集を開始することとしました。また、三重県文化会館については、ネーミングライツの導入を見送ることとしましたが、三重県営サンアリーナについて、引き続き検討を行っていくとともに、ネーミングライツ以外の財源確保策についても、検討を進めていく必要があります。

④税外の未収金について、「三重県債権管理適正化指針」に基づき、債権処理計画の策定、債権管理事務に係る自己検査及び徴収強化月間（毎年12月）等の新たな取組を実施し、未収金の縮減を図りました。今後は、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等が施行されたことから、これまで以上に積極的な債権回収及び適正な管理を行うとともにその進捗管理を的確に行う必要があります。

⑤県税収入を確保するため、公平適正な賦課徴収を行い、積極的な滞納整理を実施しました。差押等、滞納処分の実績は、繰越滞納が減少した影響により6,321件で前年度から123件減少しましたが、目標の5,000件を達成しました。県税の高額案件のうち、税収確保課が指定した指定案件については、8,500万円を処理し、約8,400万円を徴収しました。また、自動車税の納期内納付率は過去最高の80.0％となりました。今後も引き続き、収入未済金の縮減に取り組むとともに、納税者の利便性向上のための納税手段の拡大を図る必要があります。

⑥個人県民税の収入確保策として、個人住民税特別滞納整理班において、県の滞納整理ノウハウを市町と共有しながら直接徴収を実施し、個人住民税の滞納処理額は約10億500万円で徴収額は約5億6,500万円となりました。今後も、個人住民税の直接徴収にかかる職員及び滞納案件の引き受け拡大に向け取り組むとともに、それ以外のより効果的な方策についても検討をする必要があります。また、全市町による特別徴収義務者の指定の徹底については、今後も、事業者及び納税者の理解が得られるよう一層の周知を図り市町との連携をより密にする必要があります。

⑦「みえ森と緑の県民税」について納税者の皆さんにより広くご理解いただくため、市町と連携しながら、様々な媒体を使った広報活動を実施するとともに、納税者からの問い合わせに対応するためのＱ＆Ａの作成など市町の負担軽減を目的とした取組を行いました。税導入後の平成26年4月以降もさらに幅広く税の理解を深めていただけるよう、広報活動を実施する必要があります。

⑧未利用財産の売却については、売却額が約4億7,000万円となり目標額の1億1,500万円を大幅に上回りました。また、未利用財産の処分及び有効活用に向けて、各所属で財産の自己点検を実施し、利活用計画を策定しました。

⑨「県庁舎等施設保全マニュアル」を策定し、点検項目チェックシートに基づく日常点検を試行した結果、各庁舎の劣化状況が把握でき、庁舎管理担当者の保全意識が向上しました。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【総務部 副部長 嶋田　宜浩　電話：059-224-2121】

〇①将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営を確立するため、可能な限り、県債発行（臨時財政対策債等を除く）を抑制するとともに、行政ニーズへの適切な対応を前提としつつ翌年度以降における財政の健全な運営に資するための財源確保にも配慮していきます。

②引き続き、よりメリハリのある予算となるよう、新しい予算編成プロセスの円滑な運用に努めていきます。

③ネーミングライツについては、平成 26 年度から三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場を対象に募集を開始します。なお、募集条件や企業の選定にあたっては、県民の施設利用に混乱が生じないよう慎重に検討を行います。また、三重県営サンアリーナについて、引き続きネーミングライツ導入の検討を行っていくとともに、ネーミングライツ以外の財源確保策についても、検討を進めていきます。

〇④税外の未収金について、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき、未収金の削減に取り組みます。

⑤県税収入未済額の縮減、徴収率の向上等の平成 26 年度目標の達成に向け取組を進めます。特別徴収機動担当においては、県税事務所との連携をさらに強め、各事務所の徴収ノウハウのレベルアップを図ります。また、滞納件数が最も多い自動車税の滞納整理については、単年度整理の方針をさらに徹底させ、12 月と 1 月に設定する「差押強化月間」後の処理率についても向上を図るとともに、平成 26 年度からのクレジット納付の導入により自動車税の納期内納付の促進を図ります。

〇⑥個人住民税の直接徴収については、引き続き市町の状況把握や分析を行い未派遣市町への派遣の働きかけを行うとともに、三重地方税管理回収機構での新たな取組も含め、今後の効果的な方策を検討します。また、特別徴収義務者の指定の徹底については、引き続き、市町と連携を密にして取組を進め、今後の円滑な展開につなげます。

〇⑦平成 26 年 4 月に導入する「みえ森と緑の県民税」について、円滑な税の実施を図るため、引き続き広報活動や納税者からの問い合わせ対応等を市町との連携を強めて取り組んでいきます。

⑧「みえ県有財産利活用方針」に基づき、インターネットオークション等の手法も活用し、未利用財産の売却などの有効活用を進めるとともに、公用車の広告掲載を継続して実施するなど、計画的・効果的に財産の利活用を推進します。

⑨ＢＩＭＭＳに蓄積した不具合・修繕履歴等保全情報に基づき、劣化度・危険度を判断し、予防保全の観点から設備・機械等の更新、改修及び修繕を計画的に実施します。

＊「〇」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

2　三重県行財政改革取組について

（1）平成26年度「三重県行財政改革取組」具体的取組 年次計画について

「三重県行財政改革取組」については、「三重県行財政改革取組ロードマップ（工程表）」に基づき、知事を本部長とする「三重県行財政改革推進本部」を中心として、全庁的な推進及び適切な進行管理を行っているところです。

平成25年度において、52の具体的取組のうち18取組を達成し、平成24年度に達成した22取組とあわせ、40取組（76%）が達成となり、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の県民指標である「行財政改革取組の達成割合」の平成25年度目標（71%）を上回る達成割合となりました。今年度は、更に5取組（86%）の達成をめざします。

1　取組の推進

52の具体的取組のうち未達成の12取組においては、昨年度までの実績を踏まえ、必要に応じ工程を見直したうえで「年次計画」を策定し、着実に推進していくこととしています。（別冊2参照）

また、半期ごとに進捗状況の把握・検証を実施し、県議会への報告やホームページ等により県民の皆さんに公表するなど、透明性の高い取組の推進に努めています。

なお、既に達成している取組についても、定期的に実績等を確認しながら、取組に係る成果の維持・向上を図ります。

＜今後の予定＞

・平成26年9月定例月会議　　上半期実績見込の報告〔未達成取組〕
（ホームページ等での公表）

・平成27年2月定例月会議　　年度実績見込の報告〔全取組〕
（ホームページ等での公表）

2　主な取組の年次計画概要

（1）個人住民税の徴収対策の推進（別冊2　番号 13）

平成26年度から県内の全市町が特別徴収義務者の指定を徹底していることから、各市町との緊密な連携のもと、円滑な徴収を推進。

県による直接徴収の取組として、引受案件の滞納整理を行うほか、より多くの市町と連携していくため、市町への参加要請や個別協議を実施。

（2）県民が納税しやすい環境の整備（別冊2　番号 15）

平成26年5月のクレジットカード納税導入にあたって、クレジット納税制度の周知や利用拡大に向けたＰＲ等を実施。

自動車税を含む自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の導入については、各OSS関係会議、ワーキンググループ等により引き続き検討。

(３) 多様な財源確保策の導入（別冊２ 番号 16）

県有施設へのネーミングライツについて、秋頃からの導入に向けて、ネーミングライツ・パートナーの選定準備を実施。

県行造林におけるオフセット・クレジット制度について、引き続き一般社団法人フォレストック協会と協力して、CO2 クレジットの販売活動を促進。

(４) 平成 26 年度末の県債残高を減少に転換（別冊２ 番号 19）

徹底した歳出の見直しと歳入の確保に取り組むとともに、国からの交付金を効果的に活用することにより、予算編成において、中期財政見通しで示した発行額の範囲内に県債発行（臨時財政対策債等を除く）を抑制。

(５) 電子調達システムの機能改善・最適化（別冊２ 番号 49）

公平・公正・透明で競争性の高い調達を一層推進するため、平成 27 年３月の運用開始をめざして、従来の物件等電子調達システムと公共事業電子調達システムを統合した次期システムを構築。

（２）平成 26 年度事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）について

１　目的

みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）における改善（Act）機能の強化を図り、施策の目標達成に資するため、翌年度に向けた事業の見直しにあたり、事業マネジメントシートによる自己評価に加え、「事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）」を開催し、外部有識者からの意見をふまえた事業の見直しを行う。

２　対象

県の事業展開が十分な成果につながっていないと考えられる施策（平成 26 年版成果レポート(案)において進展度がＣもしくはＤ）を構成する事務事業。

	施策番号	施策名	所管部
1	212	男女共同参画の社会づくり	環境生活部
2	354	水資源の確保と土地の計画的な利用	地域連携部

＊いずれの施策もＣ評価
＊242：競技スポーツの推進は平成 25 年度に対象としたため除く。

３　外部有識者

外部有識者は、すべての議論に参加する有識者（３名）に加え、見直しを行う施策ごとの議論に参加する、それぞれの施策分野の有識者（１名）で構成する。

（敬称略）

施策	職名	氏名	備考
共通	四日市大学総合政策学部 総合政策学科長　教授	（こばやし　けいたろう）小林　慶太郎	平成 25 年度と同じ
共通	公認会計士（有限責任監査法人トーマツ）	（みずの　のぶかつ）水野　信勝	平成 25 年度と同じ
共通	情報・システム研究機構 統計数理研究所　助教	（ぱく　よすん）朴　堯星	平成 25 年度と同じ
212	東京未来大学モチベーション行動学部　准教授	（いしざか　とくのり）石阪　督規	
354	三重大学大学院 生物資源学研究科　教授	（さかい　としのり）酒井　俊典	

4　進め方

（1）事業内容の説明（7月25日（金））

　対象となる施策を構成する事務事業について、その目的や事業概要を説明し、質疑応答を行う。

（2）有識者からの意見聴き取り（8月8日（金））

　外部有識者から施策の目標を達成するために必要な事業のあり方や、事業の見直しなどについて意見をいただく。

5　県出席者

対象となる施策の事業マネジメントシートの作成者である副部長・次長、及び事務事業を担当する課長等

6　会場

本庁舎もしくは近辺の会議室

7　外部有識者からの意見の活用

いただいた意見は秋の政策協議や翌年度当初予算に向けた議論などにおいて、事業の展開や見直しの検討の参考として活用する。

8　今後のスケジュール

7月25日	外部有識者への事業内容の説明
8月8日	外部有識者からの意見聴き取り
9月中旬	秋の政策協議での議論に活用
10月上旬	9月定例月会議で、いただいた意見を議会へ報告
12月上旬	当初予算の要求状況の説明の中で、いただいた意見の反映状況を議会へ報告

3　次世代育成のための取組について

1　少子化対策と次世代育成のための取組の推進

少子化対策については、平成26年度三重県経営方針に掲げる政策展開のポイントの一つとして位置づけられています。事業主としての三重県においても、率先垂範して職員の育児参画を進めるなど次世代育成支援に取り組んでいきます。

2　次世代育成支援対策推進法に関する動き

次世代育成支援対策推進法に則り、職員が仕事と子育ての両立を図り、次世代育成を支援していく取組について、計画的かつ着実に推進していくため、平成17年４月に、特定事業主としての前期行動計画（計画期間：H17.4～H22.3）を、平成22年４月に、後期行動計画（計画期間：H22.4～H27.3）をそれぞれ策定し、取組を進めてきました。

平成26年４月に、次世代育成支援対策推進法の10年間の延長等を内容とする「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が成立しました。今後、国から新たな行動計画策定指針が示される予定であり、各地方公共団体は、これを踏まえた新たな計画の策定を行う必要があります。

（参考）

	国の動き	三重県の動き
H15.7	次世代育成支援対策推進法の公布、施行 →H27.3までの時限立法	
H17.4		次世代育成のための三重県特定事業主行動計画（前期計画：H17.4～22.3）
H22.4		次世代育成のための三重県特定事業主行動計画（後期計画：H22.4～27.3）
H26.4	次世代育成支援対策推進法の延長決定 →H37.3までの10年間延長	
H26年度中（予定）		新たな次世代育成のための三重県特定事業主行動計画の策定

3　昨年度の取組と成果

昨年度は、男性の育児休業取得率10％などを各部局長の取組目標として定め、労使協働により作成した育児参画計画書等を活用することにより、所属長と職員間の育児参画に関するコミュニケーションを促し、子育て等を支えあう職場づくりについて、全庁的に取り組んできたところです。

こうした取組の結果、平成25年度の男性の育児休業取得率については、これまでの最高値であった平成23年度の8人（7.62％）を上回り、12人（13.04％）となり、取得者数、取得率ともに過去最高となりました。

4　今後の取組

今年度においては、ワーク・ライフ・マネジメント推進方針のライフ・マネジメント支援の取組として、引き続き男性の育児参加休暇取得率 100％及び男性の育児休業取得率 10％の達成を全庁目標として掲げているところです。

また、職員が安心して産育休取得及び職場復帰ができるようにするため、所属長は産育休取得予定の職員と産育休取得前、育休復帰後などの節目に面談等を実施し、コミュニケーションの促進を図っていきます。

さらに、子育て等を行う職員の仕事と家庭の両立を支援し、応援、サポートしあう職場環境づくりに積極的に取り組んでいる管理職の姿勢を重視して評価していく「育ボス」を推進するほか、仕事と育児にがんばる職員を応援する風土づくりを推進するため、職員のこどもが親の職場を訪問する「こども参観」を夏休みの時期に合わせて実施する予定です。

今後もこうした取組を進めるとともに、新たな三重県特定事業主行動計画の策定に向け、検討していきます。

4　平成25年度県税収入状況について

平成25年度の県税収入額は、平成26年5月末現在で約2,172億8,000万円となっており、最終補正後予算額2,151億9,700万円を約20億8,300万円(予算達成率101.0%)上回るものとなっています。

県税収入額を前年度決算額と比較すると、法人二税が約52億2,600万円、個人県民税が約43億8,300万円、地方消費税が約7億6,500万円の増収となっています。一方で、県たばこ税が約15億8,200万円、自動車取得税が約5億4,300万円の減収となっていますが、全体としては約84億7,600万円の増収（対前年度決算比104.1%）となっています。なお、地方法人特別譲与税を含めると約132億5,000万円の増収（対前年度決算比105.7%）となります。

また、収入未済額については、約54億4,500万円と前年度から約6億2,400万円減少しており、これは、個人県民税と自動車税の収入未済額の縮減が大きな要因となっています。

平成25年度県税収入状況（平成26年5月末現在）　　　　(単位：百万円、%)

	県税収入最終予算額	県税収入額	最終予算額との比較	予算達成率	前年度決算額との比較	対前年度決算比	収入未済額
	A	B	B－A	B/A×100			
平成25年度全税目合計	215,197 (242,825)	**217,280** **(244,909)**	2,083 (2,084)	101.0 (100.9)	8,476 (13,250)	104.1 (105.7)	5,445
うち法人二税	44,747 (72,375)	**45,430** **(73,059)**	683	101.5	5,226 (10,000)	113.0 (115.9)	102
うち個人県民税	67,774	**68,252**	478	100.7	4,383	106.9	4,568

【参考】平成24年度県税収入決算状況　　　　(単位：百万円、%)

	県税収入最終予算額	県税収入額	最終予算額との比較	予算達成率	前年度決算額との比較	対前年度決算比	収入未済額
	A	B	B－A	B/A×100			
平成24年度全税目合計	205,222 (228,075)	**208,804** **(231,659)**	3,582 (3,584)	101.7 (101.6)	4,339 (5,073)	102.1 (102.2)	6,069
うち法人二税	39,463 (62,316)	**40,204** **(63,059)**	741	101.9	△1,590 (△856)	96.2 (98.7)	103
うち個人県民税	62,681	**63,869**	1,188	101.9	2,970	104.9	5,119

注：(　)内は、地方法人特別譲与税を含みます。

平成25年度県税収入状況（平成26年5月末現在）

（単位：百万円、%）

税目	県税収入最終予算額 A	県税収入額 B	最終予算額との比較 B－A	予算達成率 B/A×100	前年度決算額との比較	対前年度決算比	収入未済額
個人県民税	67,774	68,252	478	100.7	4,383	106.9	4,568
法人県民税	9,457	9,440	△ 17	99.8	△ 4	100.0	41
県民税利子割	1,368	1,367	△ 1	99.9	57	104.4	0
個人事業税	1,701	1,826	125	107.3	50	102.8	52
法人事業税	35,290 (62,918)	35,990 (63,619)	700 (701)	102.0 (101.1)	5,230 (10,004)	117.0 (118.7)	61
地方消費税	38,361	38,434	73	100.2	765	102.0	0
不動産取得税	3,844	4,209	365	109.5	327	108.4	106
県たばこ税	2,272	2,380	108	104.8	△ 1,582	60.1	0
ゴルフ場利用税	1,947	1,992	45	102.3	△ 48	97.6	0
自動車税	28,261	28,215	△ 46	99.8	△ 195	99.3	361
鉱区税	4	4	0	100.0	0	100.0	0
自動車取得税	3,500	3,456	△ 44	98.7	△ 543	86.4	0
軽油引取税	21,238	21,516	278	101.3	33	100.2	256
狩猟税	39	39	0	100.0	△ 2	95.1	0
産業廃棄物税	141	161	20	114.2	7	104.5	0
県税計	215,197 (242,825)	217,280 (244,909)	2,083 (2,084)	101.0 (100.9)	8,476 (13,250)	104.1 (105.7)	5,445

注）各欄で四捨五入しているため、県税計と合わない場合があります。
（　）内は、地方法人特別譲与税を含みます。

県税決算額の推移（平成26年5月末現在）

（単位：百万円、%）

	決算額	対前年比
平成25年度	217,280 (244,909)	104.1 (105.7)
平成24年度	208,804 (231,659)	102.1 (102.2)
平成23年度	204,465 (226,586)	101.1 (101.8)

徴収状況（県税計）の推移（平成26年5月末現在）

（単位：%、ポイント）

	現年度分		滞納繰越分		計		全国順位
	徴収率	対前年比	徴収率	対前年比	徴収率	対前年比	
平成25年度	99.2	0.1	30.3	1.3	97.3	0.3	－
平成24年度	99.1	±0	29.0	3.0	97.0	0.3	16位
平成23年度	99.1	±0	26.0	0.3	96.7	0.2	17位

収入未済額（県税計）の推移（平成26年5月末現在）

（単位：百万円）

	現年度分		滞納繰越分		計	
	収入未済額	対前年差額	収入未済額	対前年差額	収入未済額	対前年差額
平成25年度	1,699	△ 101	3,746	△523	5,445	△624
平成24年度	1,800	△ 88	4,269	△379	6,069	△467
平成23年度	1,888	10	4,648	△310	6,536	△300

注）各欄で四捨五入しているため県税計と合わない場合があります。

5　自動車税の納期内納付について

1　納期内納付の取組について

自動車税は、平成 26 年度当初予算では約 279 億円と県税収入の約 13%を占める重要な自主財源となっています。また、県民一世帯当たり約 1 台の自動車が保有され、広く県民のみなさんにご負担いただいている税金です。

「納税」は社会のルールであり、納税者が 5 月末《本年度は 6 月 2 日（月)》の納期限までに納付いただくことで納税の秩序が保たれることから、県では納期内納付率の向上のため様々な取組を行っています。

【主な取組内容】

（1）コンビニエンスストア納税の実施（平成 19 年度～)
（2）インターネットを利用したクレジットカード納税の実施（平成 26 年度～)
（3）県広報紙・ラジオ広報の活用やポスター貼付等による普及啓発
（4）差押等による徹底した滞納整理の強化

2　平成 26 年度の納期内納付率について

こうした取組により、平成 26 年度の納期内納付率 (注) については、税額ベースで 79.9%（前年度 78.4%)、件数ベースで 81.0%（前年度 79.4%）となり、ともに 10 年連続でこれまでの過去最高値を更新し、件数ベースでは一定の節目となる 80%に到達しました。10 年前の平成 16 年度に 69.0%であった納期内納付率 (税額ベース) は、平成 26 年度には 79.9%と、約 11 ポイント上昇しました。

特に、納税資力があるにも関わらず納税しない滞納者に対しては、徹底した財産調査や差押等により滞納整理の強化を図ってきたことで、平成 25 年度決算見込み（平成 26 年 5 月末現在）の自動車税現年度徴収率は、99.7%（前年度 99.6%）と全国的にも高い水準（3 月末現在の全国順位は 3 位）となりました。

【 納期内納付率の推移 】　　(単位：%)

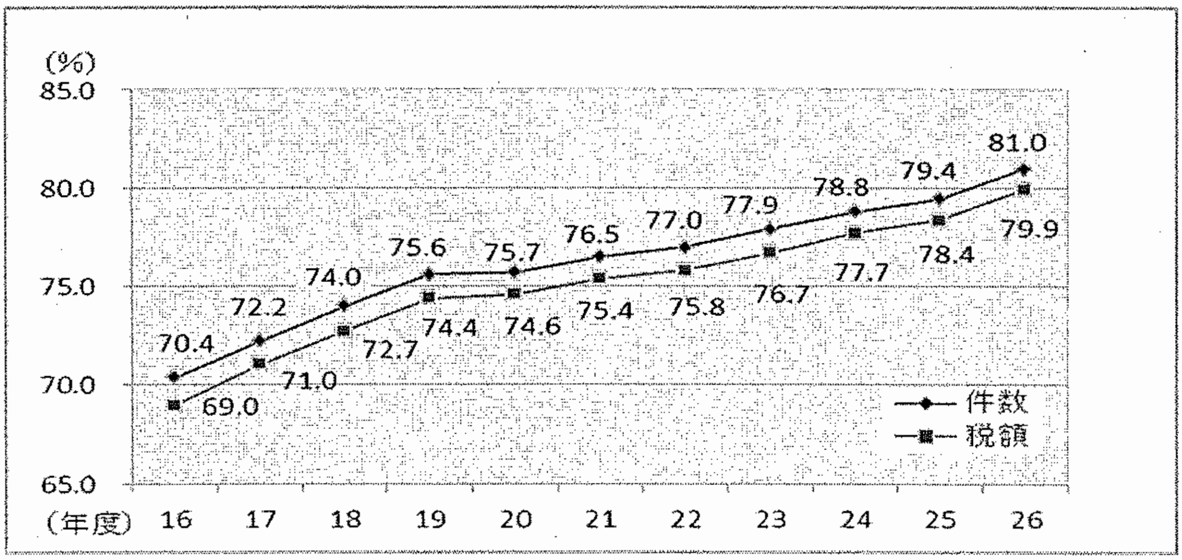

(注：5 月に発送した納税通知書に対する納期内の納付額・件数の割合)

3　今後の取組について

「納期内にきちんと納付した人」と「納める資力があるのに納めない人」との公平性を保つため、滞納者については6月に督促状を送付した後、預貯金・給与をはじめとした各種財産調査を行い、逐次差押を行います。また、12月と1月を「差押強化月間」に設定し、集中的に差押を実施するなど徹底した滞納整理を行います。

県税事務所が抱える滞納事案の大部分を占める自動車税の滞納整理は、年度末までに処理を完結する「単年度整理」を徹底して進めていきます。

（参考１）コンビニエンスストア納税について

納期内納付された自動車税のうち、コンビニエンスストアで納付された割合は、税額ベースで全体の37.5％（前年度35.6％）、件数ベースで全体の36.2％（前年度34.3％）となっており、ともに導入当時は全体の２割弱であったものが、現在では４割に近い状況になっています。

納付方法の一つとして、コンビニエンスストアでの納付が納税者の間に広く定着し、納期内納付率の向上につながっているといえます。

【納期内納付税額・件数に占めるコンビニ納税の割合の推移】　（単位：百万円、件、％）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
納期内納付税額（百万円）A	22,265	22,085	22,015	21,968	22,044	22,215
コンビニ納付額（百万円）B	4,299	4,612	5,437	7,302	7,858	8,336
コンビニ納付割合（税額）B/A ％	19.3	20.9	24.7	33.2	35.6	37.5
納期内納付件数　C	611,696	608,313	603,558	612,025	612,720	621,046
コンビニ納付件数　D	113,015	121,954	142,889	196,192	210,289	224,774
コンビニ納付割合（件数）D/C ％	18.5	20.0	23.7	32.1	34.3	36.2

（参考２）インターネットを利用したクレジットカード納税について

納期内納付された自動車税のうち、今年度から始まったクレジットカードで納付された割合は、税額ベースで全体の1.3％、件数ベースで全体の1.2％となりました。

【納期内納付税額・件数に占めるクレジット納税の割合】

（単位：百万円、件、％）

	平成26年度
クレジット納付額（百万円）E	298
クレジット納付割合（税額）E/A ％	1.3
クレジット納付件数　F	7,375
クレジット納付割合（件数）F/C ％	1.2

6　地方法人課税の見直しについて

政府の税制調査会において、法人課税の改革が議論されており、その中で地方の法人課税についても議論されています。その議論は、「経済財政運営の基本方針」（いわゆる「骨太の方針」）に反映するとされています。

1　政府税制調査会（法人課税ディスカッショングループ）における法人税改革の論点要旨

（１）全体の論点

法人課税ディスカッショングループで検討されている法人税改革の趣旨の要旨は以下のとおりです。

(方向性)

第１は、立地競争力を高めるとともに、わが国企業の競争力を強化するために税率を引き下げること。

第２は、法人税の課税ベースが狭く、負担が一部の黒字法人に偏っている現在の負担構造を見直すこと。現在、全法人の１％に満たない資本金１億円以上の企業が法人税収の６割以上を担っており、他方で、納税企業が全体の３割に満たないという国際的にも低い水準にある。

(目的)

課税ベースを拡大し、かわりに税率を引き下げることにより、高収益をあげる企業の税負担を緩和し、法人課税を“広く薄く”負担を求める構造にすることは、企業の成長を後押しするとともに、新しい産業や新規開業が行われやすい環境を作ることにもなる。

(前提条件)

法人税改革を行うにあたって、厳しい財政状況を鑑みて財政再建との両立が必要である。

法人税改革は、必ずしも単年度での税収中立である必要はないが、恒久減税である以上、恒久財源が必要である。

（2）地方法人課税の論点

法人課税ディスカッショングループにおいて、法人税改革の重要な柱として議論されている地方法人課税の論点は以下のとおりです。

①法人事業税における付加価値割の比重を高めるべきではないか。あわせて、より簡素な税にして、納税者の事務負担を軽減することが必要ではないか。（資料１）

②法人事業税の外形標準課税は現在資本金１億円超の企業（全法人の 1%）だけを対象としているが、対象を広げるべきではないか。（資料２）

③法人住民税均等割の増額を検討すべきではないか。その際、資本金等の額と従業者数を基準とする仕組みも再検討が必要ではないか。

④費用を広く分担する観点から、地方法人課税だけではなく、固定資産税や個人住民税のあり方も含めて検討すべきではないか。

⑤事業税と固定資産税等は、法人税の課税所得算定上、損金算入が認められているが、損金算入の措置を止めるべきではないか。

2　全国知事会の動向

全国知事会は５月１９日に税財政常任委員会を開催し、同日「法人実効税率の見直しに関する提案」について、総務大臣に要請活動を行いました。その概要は以下のとおりです。

（1）法人実効税率を引き下げる場合の代替措置について

代替措置については幅広く検討すべきであるが、平成 27 年 10 月に予定されている消費税・地方消費税率 10%への引上げという状況を踏まえると、個人住民税や固定資産税の税率引上げは住民理解を得ることが困難で、現実的な措置ではない。可能な限り「法人課税の中での税収中立」を優先すべきである。

（理由）

国と地方を通じた巨額の財政赤字が生じており、名目ＧＤＰ成長率を３％程度と見込んでもなお国と地方のプライマリーバランスの黒字化が困難であるとされている。

今後の人口減少、高齢化の進展による社会保障関係費等の増加が避けられない中で、地方交付税原資分を含めるとその約６割が地方団体の財源である法人課税の見直しは、地方財政に深刻な影響を与えることが懸念される。

国・地方を通じた法人実効税率の引下げの検討等を行う場合には、法人関係税に係る政策減税の大幅な見直しによる課税ベースの拡大等により、必要な地方税財源を確保することも併せて検討し、地方の歳入に影響を与えることのないようにすべきである。

（２）外形標準課税の拡大について

応益性の強化、税収の安定化のために、まずは既に外形標準課税が導入されている資本金１億円超の法人に対する付加価値割の比重を高めることを優先して検討すべきである。

（理由）

法人事業税の外形標準課税は、法人の事業活動の規模に応じた薄く広い課税により公平性を確保するとともに、応益課税としての税の性格を明確化し、税収を安定化させる機能を持つものである。また、外形標準課税は、努力をして成果を上げてきた企業にとっては、法人所得に係る税負担が軽減される効果を持ち、新規投資や新分野への進出の促進による経済の活性化が期待できることから、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）が目指す方向性と軌を一にするもので、拡大していく方向で検討すべきである。

付加価値割による外形標準課税の拡大は、①法人が単純に給与を削減しても、その分単年度損益が増えるだけで、結果として課税標準である付加価値額は変化しないこと（資料３）、②付加価値額は「雇用安定控除」の仕組みにより、同じ売上ならば雇用や給与水準が大きい方がむしろ税負担が抑制されること（資料４）、などから、賃金や雇用に悪影響を及ぼすことはなく、経済成長とその成果を賃金に反映させる政府の経済対策の考え方に沿ったものである。

中小法人（資本金１億円以下）への外形標準課税の拡大（資料２）については、今回の法人税改革は法人の国際競争力の強化等の観点から議論が行われていること、中小法人の経営に対する配慮から中小法人に係る現行の税率は低く設定されていることなどを踏まえて、慎重に検討する必要がある。

（３）法人事業税等の損金算入について

法人実効税率引下げの代替財源として、法人事業税や固定資産税の損金算入の廃止が検討されているが、応益課税としての性格に反するのではないかと懸念されることから、その取扱いについては慎重に検討すべきである。

（参考）政府税制調査会と知事会の論点整理

項　目	政府税制調査会	全国知事会
法人事業税の付加価値割	比重を高めるべき。より簡素な税にして納税者の事務負担を軽減する必要。 資本金１億円超えの企業だけが対象だが、対象を広げるべき。	資本金１億円超えの法人で比重を高めることを優先して検討すべき。資本金１億円以下への拡大については、慎重に検討する必要がある。
法人住民税均等割	増額を検討すべき。	―
固定資産税、個人住民税	あり方も含めて検討すべき。	消費税・地方消費税率の引上げという状況を踏まえると、固定資産税や個人住民税の税率引上げは現実的な措置ではない。
法人税の課税所得算定上の事業税、固定資産税等の損金算入	実効税率が上がらないように調整のうえ、損金算入の措置を止めるべき。	応益課税としての性格に反する懸念があることから、慎重に検討すべき。

3　今後の方針

現時点で具体的な制度設計が明らかでないこと、制度設計のあり方で税負担の増減も様々な態様があり得ることから、中小企業への負担に配慮しつつ地方の税収が不足する事態にならないように動向を注視していきたいと考えています。

外形標準課税制度の概要

資本金１億円を超える法人が対象（平成24年度では全法人中1．0%（約2．4万社／245万社））

導入前

所得割

税率　9．6%

導入後（税額は平成24年度分）

所得割

税率7．2%
税額1．6兆円※
（地方法人特別税を含む）

付加価値割

税率0．48%
税額0．4兆円

資本割

税率0．2%
税額0．2兆円

（制度創設時の設計　2：1）

（制度創設時の設計　3　：　1）

※　税額は、超過課税分を含まない。

所得割　法人の所得によって課税

付加価値割　法人の付加価値額によって課税

付加価値額 ＝［ 収益配分額（報酬給与額※＋純支払利子＋純支払賃借料） ＋ 単年度損益 ］×0．48%

※雇用安定控除（収益配分額の7割を超える報酬給与額を控除）有り

資本割　法人の資本金等の額によって課税（１千億円超部分の割り落とし、持株会社の特例有り）

資本金等の額 ＝［ 資本金又は出資金の額 ＋ 資本金の額又は出資金の額以外の金額の増減額 ］×0．2%

資料１

外形標準課税の実績（平成２４年度）

対象法人数

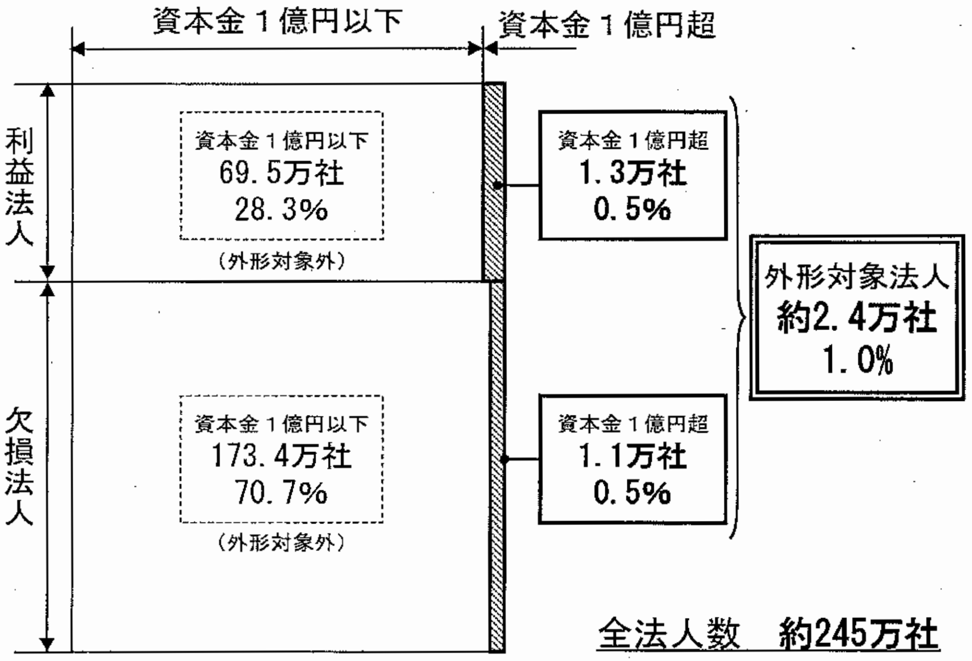

全法人数　約245万社

税　額

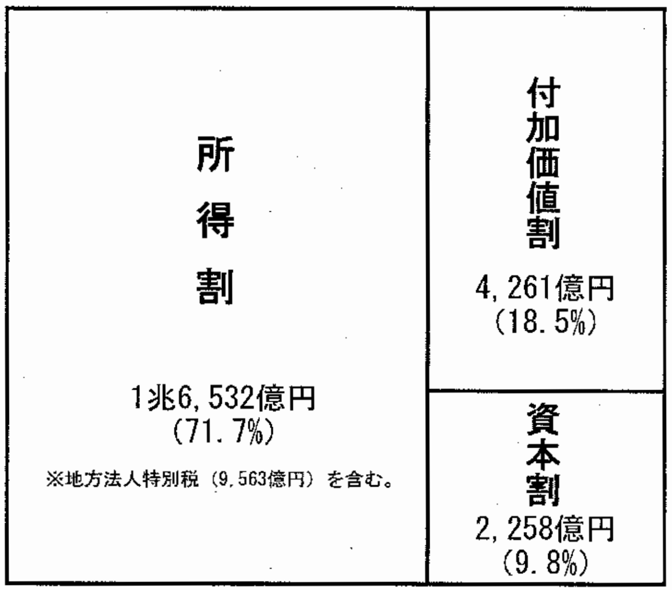

所得基準：外形基準
71.7%　：　28.3%

（注）１　法人数は、平成24年２月１日から平成25年１月31日までの間に決算を行った普通法人についての計数であり、「平成24年度道府県税の課税状況等に関する調」による。なお、全法人数に収入金額課税法人（2,220社）は含まれていない。
２　税額は、平成24年度の外形標準課税対象法人（24,194社）の調定額を集計した値であり、超過課税分を含む。また所得割は地方法人特別税（9,563億円）を含む。
３　端数処理のため、計が一致しない箇所がある。

資料２

付加価値額の各生産要素に対する中立性

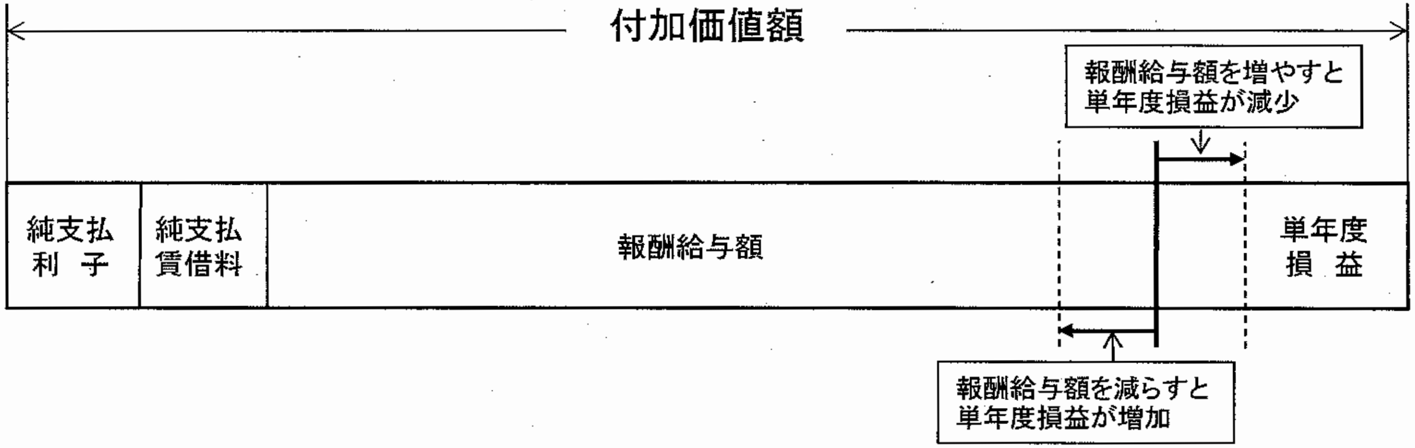

付加価値額は、各生産要素の選択に関して中立的 ⇨ 報酬給与額を増減しても、税額は一定。

（具体例）

黒字法人の場合

200（純支払利子）＋ 200（純支払賃借料）＋ 600（報酬給与額）＋ 200（単年度損益） ⇨ 1200（付加価値額）

赤字法人の場合

200（純支払利子）＋ 200（純支払賃借料）＋ 600（報酬給与額）＋ ▲200（単年度損益） ⇨ 800（付加価値額）

➡ いずれの場合においても、報酬給与額の増減は、単年度損益の増減で相殺され、付加価値額は1200、800のまま。

資料3

雇用安定控除について

雇用安定控除額 ＝ 「報酬給与額」－「収益配分額」×70%

「報酬給与額」が「収益配分額」の70%を超える場合、「付加価値額」から雇用安定控除額を控除する。

（具体例）

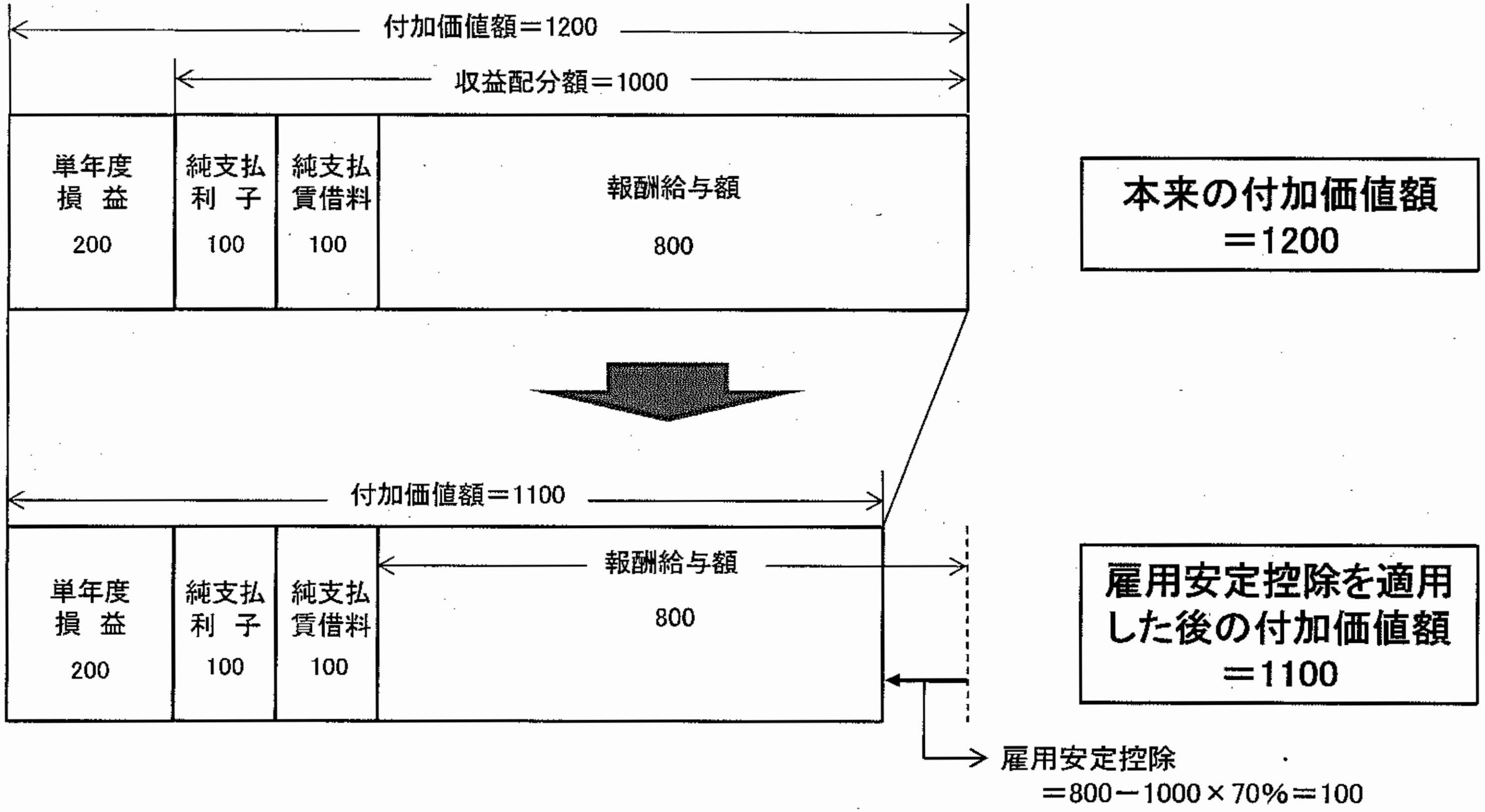

資料4

7　公共施設等総合管理計画（方針）の策定について

1　これまでの取組と国からの要請

本県では、公共施設等の管理について、現在、みえ県有財産利活用方針や三重県公営住宅等長寿命化計画など施設類型毎に各部局が計画を策定し、施設の長寿命化などに取り組んできているところです。

また、国においては、インフラの老朽化が急速に進展する中、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたところです。

こうした中で、総務大臣から国の動きに歩調をあわせ、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）」の策定に取り組むよう、平成26年4月22日付けで要請がありました。

この要請では、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっているとされています。

当該計画の対象となる公共施設等は、庁舎や文化施設、公営住宅、学校等の建築物のほか、道路、橋りょう等の土木構造物や公営企業の施設等も含むものとされ、計画期間は少なくとも10年以上とされています。

2　今後の対応

今回の総務大臣からの要請は、地方公共団体が所有・管理するすべての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて総合的かつ計画的に実施できるよう求めるものであることから、県としては既存の計画等との整合を図りながら、公共施設等の管理についての基本的な考え方を取りまとめ、公共施設等総合管理計画（方針）の策定を行っていきたいと考えています。

【構成イメージ】

Ⅰ　公共施設等の現況及び将来の見通し

1　公共施設等の状況
2　将来人口の推計
3　公共施設等の維持・補修・更新に係る経費見込み等

Ⅱ　公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針

1　基本的な考え方
（1）対象期間
（2）全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
（3）現状や課題に関する基本認識
（4）公共施設等の管理に関する基本的な考え方
（5）フォローアップの実施方針

2　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

※　今回の取組についての国からの支援

①　計画策定に要する経費について、特別交付税措置（措置率１／２）（平成26年度から３年間）

②　計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例処置を創設（地方財政法改正）

特例期間：平成26年度以降当分の間、地方債の充当率75%（資金手当）

平成26年度地方債計画計上額：300億円（一般単独事業（一般）の内数）

（参考）

公共施設等総合管理計画（方針）策定の体系（イメージ）

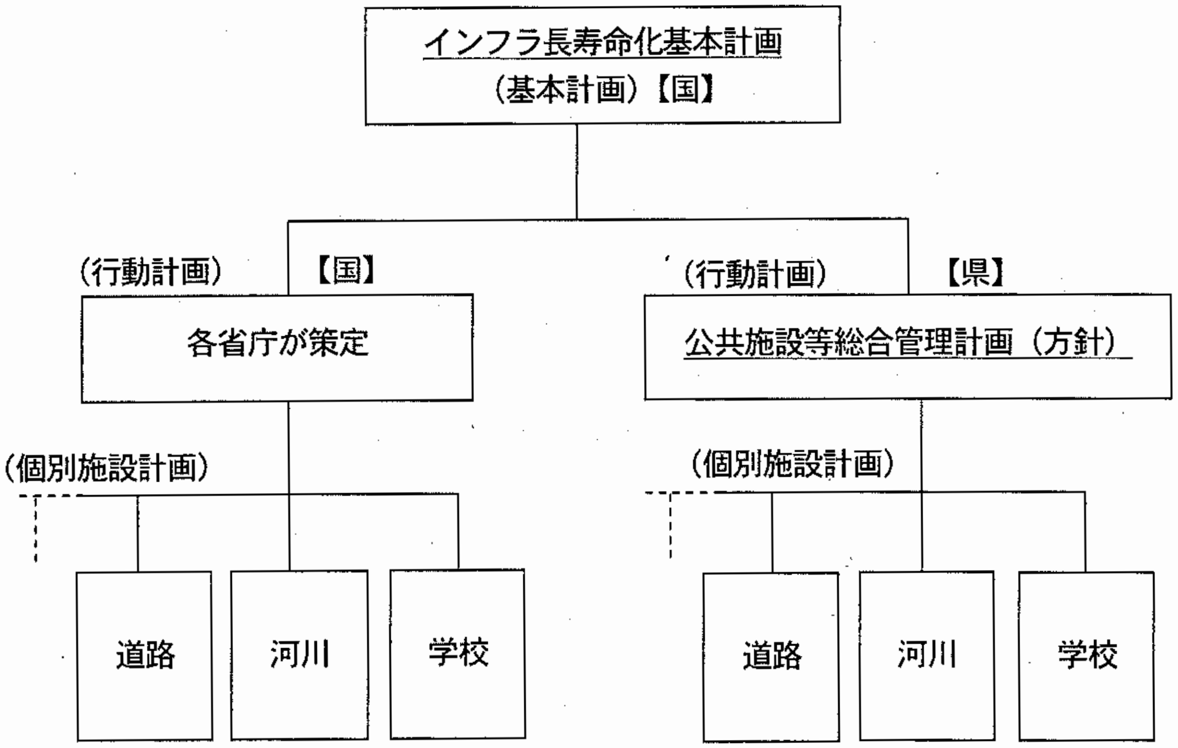

8　審議会等の審議状況について

（平成26年２月17日～平成26年６月２日）

（１）三重県公益認定等審議会

1　審議会等の名称	三重県公益認定等審議会
2　開 催 年 月 日	平成26年３月26日
3　委　員	会長 遠島 敏行 委員 名島 利喜　　ほか３名
4　諮　問　事　項	変更認定申請に係る諮問 （答申３件） ・(公財)三重県産業支援センター ・(公財)三重県労働福祉協会 ・(公社)伊勢市観光協会
5　調査審議結果	変更認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。
6　備　考	次回開催日：平成26年７月１日

注)　(公社)：公益社団法人、(公財)：公益財団法人、(一社)：一般社団法人、(一財)：一般財団法人